

## 道路占用許可申請について

### ○提出書類

#### 1. 提出部数

道路占用許可申請書 2 部（正副各 1 部）

警察協議書 2 部（正副各 1 部）（道路交通法の使用許可が必要でないものを除く）

#### 2. 添付書類

- ・位置図
- ・占用構造物、数量、占用内容がわかるもの  
（平面図、構造図、断面図、占用物件を図示した現地写真 等）
- ・交通安全対策図（交通規制がある場合）
- ・その他、申請に応じた必要書類

#### 3. 提出先

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

精華町役場 事業部建設課（役場庁舎 3 階）

（郵送での提出可。なお、許可書の返送については、返信用封筒同封の場合のみ対応いたします。）

### ○審査・手続期間・占用許可交付までのながれ

申請書及び添付書類等確認し、おおむね2週間（図面の不備がない場合）で、審査いたします。占用許可交付までのながれは、No.2の「占用許可交付までのながれ」をご覧ください。

### ○受取

許可の場合は、木津警察署長発行の「道路占用の回答書」を上記（3. 提出先）の精華町役場建設課まで提出いただき、占用許可の受け取りをお願いいたします。

### ○工事着工・完了

工事の着工前及び完了後に、届け出を提出して下さい。添付書類は、位置図、警察道路使用許可証の写し、写真（着工前、作業中、完了後）を添付してください。

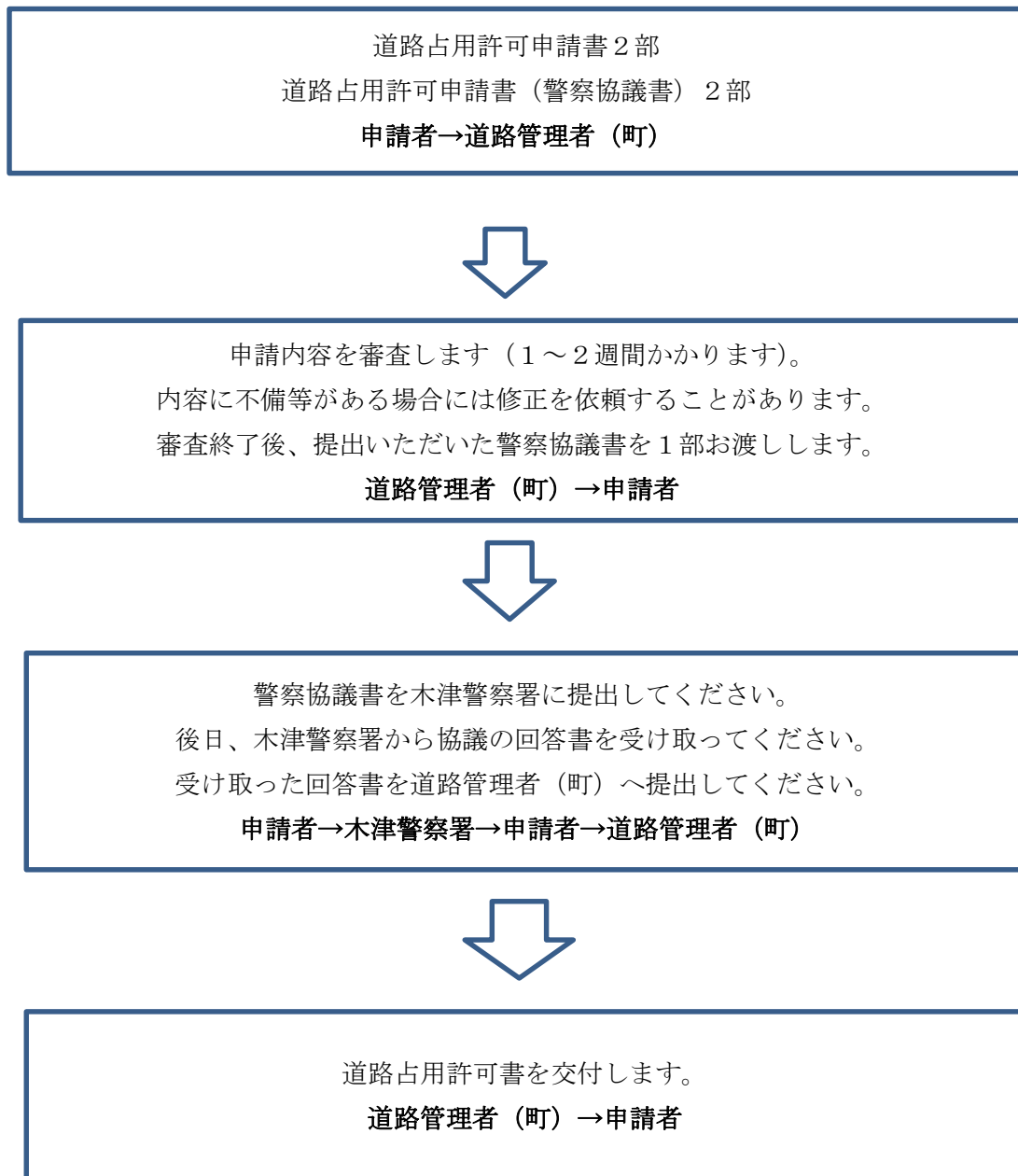
それぞれ提出部数は 1 部です。

### ○道路占用に係る使用料について

申請内容によっては、道路占用に係る使用料が発生する場合があります。詳細については、精華町役場建設課（tel:0774-95-1901）までお問い合わせください。

## No.2

### 占用許可交付までのながれ



〔参考〕 道路使用許可（申請者→木津警察署）

※道路にて工事や作業を行う際には、道路管理者（町）からの道路占用許可とは別に、警察署の道路使用許可が必要となります。

道路使用許可についての詳細は木津警察署（TEL0774-72-0110）にお問い合わせ下さい。